

# 「改正火災予防条例(例)」の運用等についての解説

## 1 はじめに

消防庁では近年の様々な社会情勢の変化に消防法令を対応させるため、令和5年2月21日に、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第8号）等を公布した。また、令和5年5月31日に、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第48号）等を公布した。これらの改正省令により、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）を改正し、急速充電設備、蓄電池設備及び固体燃料を用いた火気設備等について、規制の見直しを行った。また、これらの改正省令とあわせて、「〇〇市（町・村）火災予防条例（例）」（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号。以下「条例（例）」という。）についても所要の改正を行った。本稿ではこれらの改正概要及び運用について解説する。

注）対象火気省令：対象火気設備等の位置、構造及び管理並対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令

7号告示：蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）

8号告示：対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部を改正する件（令和5年消防庁告示第8号）

改正条例（例）：「消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の公布等について」（令和5年5月31日付け消防予第306号）別紙に示す〇〇市（町・村）火災予防条例の一部を改正する条例

## 2 急速充電設備について

電気自動車の航続距離延伸のため、各自動車メーカーにおいて電気自動車に搭載する電池の大容量化が進められている。電気自動車を外出先で充電するためには、商業施設やサービスエリアの駐車場などに設置された急速充電設備で充電する必要があるが、短時間での充電が可能となるよう、より高出力の急速充電設備を設置するニーズが高まっている。しかしながら、これまで全出力が200kWを超える大出力の急速充電設備は、「急速充電設備」ではなく「変電設備」扱いとされ、立体駐車場や地下駐車場など屋内においては、200kWを超える急速充電設備を設置する室を不燃区画化する等が求められていた。

こうした背景から令和4年8月に「急速充電設備の規制の在り方に関する検討部会」（部会長：小林恭一東京理科大学総合研究院火災科学研究所教授）を設置し検討を行い、同年9月に検討結果をとりまとめた。この検討を踏まえ、対象火気省令及び条例（例）を改正し、急速充電設備に係る規定の見直しを行った。主な見直し概要は以下のとおり。

### (1) 急速充電設備の全出力規制の見直し（条例（例）第11条の2第1項関係）

電気自動車等を充電するための急速充電設備のうち、消防法令上の「変電設備」として扱われていた全出力200kWを超える急速充電設備についても、消防法令上の「急速充電設備」として扱うこととした。

### (2) 急速充電設備の定義の見直し（条例（例）第11条の2第1項関係）

今後の急速充電設備の普及拡大を見据え、急速充電設備の充電対象を、電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものとした。また、急速充電設備は、電気自動車等にコネクタを用いて充電する設備（以下「コネクタ型」という。）であることとした。

なお、コネクタ型以外の急速充電設備は変電設備として取り扱われる。

### (3) 分離型の急速充電設備の取扱いの明確化（条例（例）第11条の2第1項等関係）

分離型の急速充電設備（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。）を新たに定義し、取扱いを明確化した。

また、充電ポストについて、その筐体を不燃性の金属材料で造らなくてもよいこととするほか、建築物からの離隔距離を保つ必要はないこととした。一方で、充電ポストには出火危険性を増加させないため、主として保安のために設けるものを除き、充電ポストには蓄電池を内蔵しないこととした。

なお、分離型の急速充電設備について、設備本体を屋外に設置し、充電ポストを屋内に設置することやその逆の設置も可能であり、この場合は設備本体の設置場所により条例（例）の規定の適用を判断する必要がある。

(4) 手動緊急停止措置について（条例（例）第11条の2第1項第11号関係）

手動緊急停止措置は、利用者が異常を認めたとき、速やかに操作することができる箇所に設ける必要があるものであることを明確化した。

なお、「速やかに操作することができる箇所」とは、分離型以外の場合は設備本体、分離型の場合はコネクタや充電ポストが想定される。

(5) 急速充電設備に内蔵する蓄電池について（条例（例）第11条の2第1項第16号及び第17号関係）

急速充電設備に内蔵する蓄電池について、主として保安のために設けるものには、条例（例）第11条の2第1項第16号に掲げる措置を要しないこととした。

「主として保安のために設けるもの」とは、停電時等に電気自動車等とコネクタの接続部分の制御を行うものなど、設備の安全を維持するために設ける蓄電池が該当する。

こうした背景から「蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策検討部会」（部会長：小林恭一東京理科大学総合研究院火災科学研究所教授）を設置し検討した結果を踏まえ、対象火気省令及び条例（例）を改正し、蓄電池設備に係る規定の見直しを行った。主な見直し概要は以下のとおり。

(1) 蓄電池設備の規制対象（条例（例）第13条第1項関係）

ア 蓄電池設備の潜在的な火災リスクは、保有する電気エネルギーの大きさ、すなわち蓄電池容量（キロワット時）に依存すると一般的に考えられることから、規制対象の指定に係る単位をアンペアアワー・セルからキロワット時に改めた。

イ 蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のもののうち、7号告示第2で示す「出火防止措置が講じられた蓄電池設備」は規制の対象外とした。

なお、「出火防止措置が講じられた蓄電池設備」とは①過充電防止措置、②外部短絡防止措置及び③内部短絡防止措置又は内部延焼防止措置の3つの安全要求事項を満たすものであり、具体的には以下の標準規格に適合する蓄電池設備である。

標準規格	同等以上の出火防止措置が講じられたもの	対象となる蓄電池
JIS C 8715-2	IEC 62619	リチウムイオン蓄電池
JIS C 63115-2	IEC 63115-2	ニッケル水素蓄電池

※7号告示第2及び「改正火災予防条例（例）の運用等について（通知）」（令和5年5月31日付け消防予第332号（以下「332号通知」という。））別紙1参照

(2) 転倒等防止措置（条例（例）第13条第1項関係）

これまで強酸性の電解液を用いた開放形鉛蓄電池を想定し、転倒時の安全措置として耐酸性の床上等の設置を求めていたが、今般、酸性又はアルカリ性ではない蓄電池や、転倒に伴い電解液の漏出のおそれがない密閉型の蓄電池も普及していることを踏まえ、開放形鉛蓄電池を用いたもの以外については耐酸性の床上等に設けなくてもよいこととした。

### 3 蓄電池設備について

対象火気省令に定められているこれまでの蓄電池設備の基準は、主に開放形の鉛蓄電池設備を想定したものであったため、リチウムイオン蓄電池設備など新たな種別の蓄電池設備や、今般の大容量化などに十分対応できていなかった。

なお、改正前の規定は、転倒の防止のみを求めるものであったが、振動・衝突に対する措置として対象火気省令第12条第1項の規定と合わせ、破損や亀裂の防止も求めることとした。

(3) 屋外に設ける蓄電池設備の建物からの離隔距離 (条例 (例) 第13条第3項関係)

屋外に設ける蓄電池設備については、原則として建築物から3メートル以上の離隔距離を設ける必要があるが、一定の要件を満たせば離隔距離は不要とされており、当該要件として新たに、7号告示第3で示す「延焼防止措置が講じられた蓄電池設備」を追加した。

なお、「延焼防止措置が講じられた」とは、具体的には以下の標準規格に適合する蓄電池設備である。

標準規格	同等以上の延焼防止措置が講じられたもの	備考
JIS C 4411-1 JIS C 4412 JIS C 4441	JIS C 4412-1 JIS C 4412-2 IEC 62040-1 IEC 62933-5-2	JIS C 4412-2 は JIS C 4412-1 で求められる安全要求事項について適合しているものに限る。

※7号告示第3及び332号通知別紙1参照

(4) 換気、点検及び整備に支障のない距離 (条例 (例) 第11条第1項関係)

改正前の規定は、「キュービクル式」の蓄電池設備に限って、当該設備の周囲に換気、点検及び整備に支障のない距離の確保を求めていたが、本規定は基本的な安全対策を目的とした規定であり、「キュービクル式」に限るものではないため、共通的に求められる措置として適正化を図った。

(5) 消防長 (消防署長) への届出 (条例 (例) 第44条関係)

本規定は、火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、特に火災危険性の高いものの設置状況をあらかじめ消防本部において把握することを目的とした規定であることから、相対的に火災危険性が低いと考えられる蓄電池容量20キロワット時以下の蓄電池設備は届出を要しないこととした。

(6) 経過措置 (改正条例 (例) 附則第2項から第4項まで関係)

本改正は、一部の蓄電池設備等において規制強化となる場合があることから必要な経過措置を設けている。

ア 改正条例 (例) 附則第2項

キュービクル式以外の蓄電池設備等に対しても換気、点検及び整備に支障のない距離を保つ必要が生じることとなるため、設置済又は設置の工事中の蓄電池設備等に対しては従前の規定を適用することとした。

イ 改正条例 (例) 附則第3項

新たに明確化した亀裂、破損の防止措置について、設置済又は設置の工事中の蓄電池設備に対しては従前の規定を適用することとした。

ウ 改正条例 (例) 附則第4項

特にリチウムイオン蓄電池を用いた蓄電池設備については、電圧が高く4,800アンペアアワー・セル以下であっても、10キロワット時を超えるものから17.76キロワット時未満のもの (定格電圧3.7Vで計算した場合) が従前は規制対象外であったが、改正後は7号告示第2に定める出火防止措置が講じられた蓄電池設備に該当しないものは規制対象となることから、新たに規制対象となる蓄電池設備で既存のもの及び改正後2年の間に設置されたものについては、当該規定は適用しないこととした。

4 固体燃料を用いた対象火気設備について

固体燃料を使用する火気設備等については、昨今のキャンプブーム等を受けて住宅等を含め薪ストーブの利用が広がっているが、従前はストーブの一般規定が適用され、周囲に1~1.5mの離隔距離を確保する必要があるため、設置できる場所が限られるという状況にあった。また、炭火焼き器<sup>\*</sup>についても、従前は、炉等の一般規定が適用され、周囲に2~3mの離隔距離を確保する必要があるという状況にあった。

こうした固体燃料を使用した火気設備における課題を踏まえて、「火を使用する設備等の評価方法及び防火安全対策に関する検討部会」(部会長:松島均日本大学生産工学部特任教授)において検討を行い、その結果を踏まえ、対象火気省令及び条例(例)等

の改正を行った。

※「炭火焼き器」とは、主に業務用の厨房設備として定置使用されるもので、耐火レンガとモルタルで作られた燃焼室部分を金属のフレームで覆う等の構造をしており、木炭を燃料として食材を加熱調理するものを指す。

(1) 厨房設備の離隔距離

対象火気設備等の離隔距離を定めている対象火気省令別表第1及び条例(例)別表第3に、下記のとおり固体燃料を用いた厨房設備(炭火焼き器)の離隔距離を定めた。

種類				離隔距離				
				上側	側方	前方	後方	
厨房設備	固体燃料	不燃以外	木炭を燃焼するもの	炭火焼き器	100	50	50	50
		不燃	木炭を燃焼するもの	炭火焼き器	80	30	—	30

なお、薪ストーブについては、機器により設計・使用が様々であり、現時点で離隔距離を一般化することは難しく条例(例)別表第3に追加するまでには至らなかったが、8号告示による改正後の対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準(平成14年消防庁告示第1号。以下「告示第1号」という。)第5に固体燃料を使用するもの、同令第6に火災予防上安全性が高い構造のものの離隔距離の特例を定めた。

(2) その他留意事項

ア 固体燃料を使用する火気設備等の設置の際、告示第1号に定める試験方法により離隔距離を定めた機器の届出がなされる可能性があるが、試験方法・取扱いに関しては332号通知別紙2を参照されたい。

イ 告示第1号に定める試験は、332号通知で示しているとおり第三者試験機関等が実施したものに限らず、メーカーや輸入代理店等が自ら実施したものでも差し支えないとしている。消防本部等においては、告示第1号に定める試験により離隔距離を定めた機器の設置の相談を受ける場合は、試験方法や決定した離隔距離が適正か判断する必要がある。

5 おわりに

ここまで、令和5年の対象火気省令等の改正に伴う条例(例)の改正内容の運用について解説した。各消防本部等においては、本稿も参考としつつ、引き続き、各団体の火災予防条例について適切な運用をお願いしたい。

消防庁としては、消防法令で規制する対象火気設備等の技術進展に追従し、新たに生じる火災リスクに適切に対応するため、関係団体や関係省庁と連携し、必要とされる防火安全対策を引き続き検討していく所存である。

問い合わせ先  
消防庁予防課 泉・秋吉 TEL 03-5253-7523